

第4に効果的であるかという観点からみると、家族手当制度、老齢者に対する4種の所得維持政策——均一手当、報酬比例給付、ニードに応じた手当、補足的所得保証——及失業保険制度は負の所得税計画にそれぞれ整理統合するには可能である。

また從来、州と連邦政府との間の管理上の諸問題もこの制度の導入によって解決するであろう。その上、州は所得維持部門の負担の軽減により、連邦所得保証政策を基礎として、州独自のニードに応じた社会サービスを実施することも出来るであろう。

第5に経済的に実行可能かどうかという点からみると、財源の幾分かは国庫負担であり、現行所得保障計画の運営費が流用されるが、ある部分は税制度が改正されるならば、所得再分配により、「持つ人」から拠出されなければならない。

これに必要な諸経費を見積りする際に、多くのカナダ人を貧困に練りつけているさまざまな費用、を考慮する必要がある。例えば最近の経済理事会の年間報告書に述べられた費用——就労可能な貧困者がもっと開発され

効果的に使用されたなら生みだしたであろう富、あるいは適当な住居、充分な食事、適切な医療保護を受けていたなら貧困者がからなかつたであろう病気を治療するに要する費用等々——もその一つである。従って経済的に有効かどうかは広い範囲で考えられてこそ答えられるのであり、権利としての年間所得保障制度の考え方を明確にするのもこの広い見通しである。

最後に貧困を根絶するには、高度な生産性をもった社会的経済的発展、政治的民主主義および普遍的な教育とともに社会的権利が保障されねばならない。しかし年間所得保障制度を社会的権利として行なうならばその権利を悪用するのではないかという考えがあるが、これは数世紀前の市民的政治的権利についての憂慮と同じでなんの根拠もないであろう。技術の進歩は全国民に適当な生活水準を保証する物質的資源を用意してきた。道徳的資源は「公平な社会」を創り出そうとする我々の決意にかかっている。

Reuben C. Baetz, A Guaranteed Annual

Income : Pie in the Sky ?, *Public Welfare*, Vol. 28, No. 3, pp. 256-264, July 1970.

(門脇久子 社会保障研究所)

### 社会保障こぼれ話

#### 疾病時の補足的賃金

(ベルギー)

ベルギーでは、疾病の時に、俸給取得者は発病後の当初30日間に對し、俸給の全額を支払われ、賃金労働者は1週間の待期に對して、賃金の80%を支払われるだけで、待期後に賃金の60%を支給されていた。1970年6月9日の労働協約には、賃金労働者にも俸給取得者に近い条件が含まれていた。この協約により、同年7月から1週間の待期とその後の23日間に、賃金労働者は賃金の上限以下の部分で11%，それ以上の部分で71%を使用者から支払われることになった。また、見習期間中の者に用いられるこれらの賃金を補足する比率は、見習期間中の場合には、それぞれ12.5%，と72.5%，となっている。

(平石長久 社会保障研究所)